法第２０条 令第８２条の２（層間変形角）

外壁にＡＬＣ版等を用いた建築物の層間変形角

外壁にＡＬＣ版又は押出成形セメント板を用いた建築物の層間変形角は、１／１５０以内とすることができる。（昭和５５年告示 第１７９０号、昭和５６年 住指発第９６号）